

第13回茂原市まちづくり条例策定協議会 傍聴者からの感想

日にち 平成27年1月16日
場所 茂原市役所5階502会議室
傍聴者 4名
感想提出者 1名

【寄せられた感想等】（順不同）

- 第32条の「財政運営」の第3項について、「市長は、適切な手法を用いて、財務状況を市民に分かりやすく公表するものとします。」となっていますが、「適切な手法を用いて」という表現では抽象的であり、ここは関谷会長からも指摘があった通り、「財務諸表を作成して連結決算等を行って」と具体的に記すべきと考えます。「適切な手法を用いて」という表現では市民としては何を意味しているのか判然としません。本件については前回（第12回）の協議会でも、関谷会長から「一般会計、特別会計、公社・企業会計などを連結した連結決算を示すことが大事であり、このために財務諸表を作成して公表することを具体的に記した方が良い」という意見があったはずであり、今回の資料に何故これが反映されていないのか分かりません。
- 第33条の「監査」について、「監査委員は独立した機関だから条例に入れなくても良いのではないか」という意見がありましたが、市民としては条例に入れなくて良いという理由が分かりません、条例に入れたら何か問題が生じるのでしょうか。監査委員も市政を構成する組織の一つであり、これを特別扱いする理由は無いはずです。市民としては、莫大な市民負担を招来した茂原市の土地開発公社の問題もあり、また昨年2月にあった「高師保育園の園庭の無償貸与に対する住民監査請求」など、監査委員は市政を見守る重要な組織と認識しており、それ故に、条例として市民にその存在と機能を明確に知ってもらう必要があると考えます。後者については、住民監査請求が出される前に、なぜ監査委員が自主的に監査を行わなかったのかという疑問もあります。
- 第26条の「執行機関の役割と責務」について、「総合的な行政サービス」という文言では具体的な内容が分かりにくく、「前回も提案があったように”組織横断的な行政サービス”とすべきではないか」という意見が出されました。これに対して、委員から「前回、他の委員から説明があったのを理解していないのか」というような発言がありましたが、このような他の委員の発言を抑えるような発言は慎むべきものと思います。